配当公告

富山市婦中町成子二一五番地
破産者　株式会社フレーム・システム
右の者に対する富山地方裁判所平成二十一年（フ）第二一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金四七四、七九四、八八三円
一、配当することのできる金額
金二二、九四二、七九八円
平成二十二年七月六日
富山市堀端町一番一二号　富山中央法律事務所
破産管財人　青島　明生

配当公告

三重県松阪市日野町七〇四番地
破産者　株式会社弓矢商店
右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十二年（フ）第二〇号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金二五三、〇一五、五六七円
一、配当することのできる金額
金四六、二六五、五〇六円
平成二十二年七月六日
福岡市中央区大名一丁目八番二〇号大名クリエイトビル五階
破産管財人　植田　正男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市東区北二七条東一八丁目一番、最後の住所札幌市東区北三〇条東一八丁目二番一九号
被相続人　亡　藤田　貞二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年七月六日
札幌市中央区南一三条西一三丁目一番二二号　事務所　札幌市中央区大通西一一丁目四番地登記センタービル四階
相続財産管理人弁護士　竹間　朗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市角間川町字東本町一六番地、最後の住所秋田県大仙市角間川町字東本町七二番地一八
被相続人　亡　佐藤　ミヱ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年七月六日
秋田県大仙市大曲金谷町一番一一号
相続財産管理人　司法書士　相馬　完

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市大字浅羽一五四一番地、最後の住所埼玉県坂戸市大字浅羽一五四一番地
被相続人　亡　井上　春吉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年七月六日
埼玉県川越市脇田本町一五―二二ニューパレスビル別館四階川越駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島市吉野町一〇三三六番地、最後の住所千葉市美浜区真砂五丁目二番四棟三〇四号
被相続人　亡　住本　吉甫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年七月六日
事務所千葉県市川市市川南一丁目九番二三号　京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　梅村陽一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市岡四〇八番地七、最後の住所埼玉県草加市遊馬町三六四番地二七
被相続人　亡　鈴木　晟
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年七月六日
東京都文京区千駄木四丁目一五番三号ＣＡＳＡ文京動坂七〇二
相続財産管理人　弁護士　堀石　尚男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市寺町四丁目二八二番地、最後の住所石川県白山市福留南一丁目七一番地
被相続人　亡　大桑　盛雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年七月六日
石川県金沢市押野二丁目二〇七番地三
事務所　石川県金沢市八日市五丁目五四六番地　柿木司法書士事務所
相続財産管理人　柿木　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島郡笠松町上本町二三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　杉山　亘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年七月六日
事務所岐阜市江川町一六番地弁護士法人森川・鈴木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市川崎町一六〇番地、最後の住所愛知県豊橋市馬見塚町四番地の二
被相続人　亡　伊藤　義雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年七月六日
愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地一タワーレジデンスＨＡＤＡ二〇五号室
相続財産管理人　伊藤　隆穂

配当公告

大阪市天王寺区上汐三丁目八番二六号
破産者　カネイチ地所有限会社
右の者に対する大阪地方裁判所平成九年（フ）第二九五号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金五、九五三、八三七、三一二円
一、配当することのできる金額
金二一、九九五、八五六円
平成二十二年七月六日
大阪市北区天神西町五番一七号アクティ南森町五階　破産管財人　東　幸生

配当公告

福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四六号
破産者　有限会社瀧川印刷所
右の者に対する福岡地方裁判所平成二十年（フ）第二五四七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金二五三、〇一五、五六七円
一、配当することのできる金額
金四六、二六五、五〇六円
平成二十二年七月六日
福岡市中央区大名一丁目八番二〇号大名クリエイトビル五階
破産管財人　植田　正男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市東区北二七条東一八丁目一番、最後の住所札幌市東区北三〇条東一八丁目二番一九号
被相続人　亡　藤田　貞二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年七月六日
札幌市中央区南一三条西一三丁目一番二二号　事務所　札幌市中央区大通西一一丁目四番地登記センタービル四階
相続財産管理人弁護士　竹間　朗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市角間川町字東本町一六番地、最後の住所秋田県大仙市角間川町字東本町七二番地一八
被相続人　亡　佐藤　ミヱ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年七月六日
秋田県大仙市大曲金谷町一番一一号
相続財産管理人　司法書士　相馬　完

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市大字浅羽一五四一番地、最後の住所埼玉県坂戸市大字浅羽一五四一番地
被相続人　亡　井上　春吉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第10期決算公告

平成22年6月15日
名古屋市中区丸の内一丁目15番9号
株式会社シミズ・ビルライフケア東海
代表取締役社長　硯里　隆基
貸借対照表の要旨（平成22年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,284,161
	有形固定資産	3,966
	投資その他の資産	53,817
	資産合計	1,341,945
負債及び純資産の部	流動負債	440,048
	固定負債	82,958
	株主資本金	818,938
	資本剰余金	50,000
	利益準備金	768,938
	その他利益剰余金	12,500
	（うち当期純損失）	756,438
		(15,594)
	負債・純資産合計	1,341,945